

障害の基礎知識

近年は、障害者への関心と理解が高まっているとはいえ、まだまだ雇用するまでには到らなかったり、実際に雇用していても障害に対する理解不足から問題が起こるケースがあります。障害者の雇用とその定着のためには、個々の障害の性質についてきちんと理解したうえで、職業能力を適切に評価し、その力を引き出すことが大切です。

◎ 肢体不自由について

肢体不自由といっても、障害の原因・部位・程度はさまざまで、原因には疾病と外傷があげられます。疾病には、先天的なものでは脳性マヒ、二分脊椎、後天的なものでは脳血管障害、進行性筋ジストロフィー症、関節リウマチなどがあります。主な外傷では、脊髄外傷、頭部外傷、切断、骨折などがあげられます。ここでは、代表的な脳性マヒと脊髄損傷、脳血管障害、切断・骨折による障害について解説します。

脳性マヒによる障害

脳性マヒは、乳幼児期以前に生じた脳の病変が原因で、運動障害や姿勢異常が発生したものです。進行はせず、遺伝も伝染も全く関係ありません。大別すると、痙直型、アテトーゼ型に分類され、マヒの部位により、四肢マヒ、両下肢マヒ、右または左半身マヒに区分されます。脳性マヒは、ともすると言葉や運動機能面での障害により職業能力が低くみられがちです。大切なことは、脳性マヒの人たちは非常に緊張しやすいので、リラックスできるような環境づくりをすることです。

脊髄損傷による障害

たとえば交通事故や労働災害により、脊髄のある部位が圧迫骨折したり、脊髄腫瘍や脊髄炎などの病気のために、脊髄のその部分から下の機能が失われた状態です。頸椎であれば四肢に、腰椎以下であれば、両下肢などに運動機能や知覚のマヒが起こります。そのため排泄の感覚にも障害が及び、ぼうこう炎やじん炎などにかかりやすくなり、知覚マヒのため褥創(じょくそう)や火傷、切り傷などができやすく、治りにくいこともあります。脊髄損傷者はマヒが出ているところは動きが制限され、医療管理が必要ですが、車いすや自動車などの移動手段もあり、十分に就労能力があります。

脳血管障害による障害

脳血管障害は、脳の血管の病変(出血あるいは血管の閉塞)により生じた脳の障害で、病変の起こった反対側の半身に痙直マヒが現れます。病型により、頭蓋内出血(脳出血、くも膜下出血)、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓)に区分されます。

配慮事項 通勤や職場内での移動ができるだけ容易になるよう配慮するとともに、職務内容、勤務条件が過重なものにならないよう留意しましょう。スロープや手すりなどの施設の改善やトイレなどの設備の改善も図りましょう。

切断・骨折による障害

外傷、疾病などさまざまな原因で、四肢の一部を失うことによる障害です。義肢(人工の手足)などを装着することで、形態的・機能的障害を補うことができます。

職場環境の改善

- 床面・スロープ
階段が設置されているところにはスロープを併設する必要があります。また、床面の仕上げもタイルの目地の大きなものは避けたほうが良く、水平を心がけることが大切です。
- トイレ
トイレは洋式便器にすることが必要です。和式の便器が設置されている場合は、便器自体を洋式に付け替えるか、あるいは和式便器を洋式便器として使用できる簡易便座を設けるなどの工夫が望めます。また、車いすから便座への移動や姿勢保持のために、トイレにはしっかりと手すりを設置することも必要です。
- 駐車場
就労している車いす使用者のほとんどが自家用車による通勤を行っています。このため、地下駐車場を設けるか、なるべく会社の入口の近いところに障害者専用の屋根付きの駐車スペースをつくっておくことが望めます。
- エレベーター
車いすの使用者にとって必要なエレベーターもそのままでは使いにくい場合があります。ボタン位置を車いすから届きやすい場所に設け、手すりを付けると使いやすくなります。また、前進方向でエレベーターに乗り、後退して降りる時、後方の安全を確認するための鏡を設置すると安全性が高まります。

◎ 視覚障害について

視覚障害というと全く視力のない状態をイメージしがちですが、障害の状態、程度はさまざまです。重度の視覚障害者(身体障害者手帳の1級・2級)は、視力を全く失った人から、矯正した両眼の視力の和が0.04以下の人までとさまざまです。世界保健機関の定義においては、両眼の矯正視力の和が0.05以上0.3未満の人は弱視といわれますが、拡大読書器やルーペ等の補助具により独力で文字の読み書きができます。歩行については、白杖や盲導犬を用いなければ単独歩行が困難な人から、残された視力を使って単独歩行が可能の人までいます。また、視覚障害者は、視力の障害以外に、視野欠損、視野狭窄、色覚異常、眼球運動の異常等を伴っている場合もあり、障害の状態も程度も異なってきます。

配慮事項 安全な通勤方法を確保し、職場内の移動でも事故がないよう、整理整頓を行いましょう。照明や就労支援機器など施設・設備の整備や、援助者の配置など援助体制の整備を図りましょう。コミュニケーションは音声による伝達が最も有効ですが、録音によるメモを利用する方法もあります。この場合、「そこ」「あそこ」といった指示代名詞でなく具体的な指示を心がけましょう。

◎ 聴覚・言語障害について

聴覚・言語障害を「全く耳が聞こえず」「手話しか通じない」と思い込んでいる人は少なくありません。しかし、小さな音が聞こえないだけの人から、大きな音でもわずかに響きを感じるだけの人までと大きな差があります。また、聴力の損失が生じた年齢、障害原因の性質・程度、受けた教育などの違いによって、聞きとる力だけではなく、話す言葉の明瞭さや、言語力にも大きな違いがあります。最近では、性能が発達した補聴器の装用で発話訓練を十分行うため、失った聴力の程度と言語力の程度は必ずしも直結しなくなっています。

配慮事項 聴覚・言語障害者は、失聴の時期、障害の程度、受けた教育の内容によりコミュニケーションの方法がさまざまであることを理解しておきましょう。聴覚障害者については、電子メール、筆談用ボードを用意するのも有効です。また、必要に応じて、手話のできる人を配置してコミュニケーションを容易にするなど、職場における援助体制を整備しましょう。

◎ 内部障害について

内部障害には心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6つの種類があります。身体障害者福祉法による障害等級は1級から4級の4等級となっています。しかし、現実の判定に際しては、それぞれ障害原因別に一定の医学的基準が設けられており、職業能力という点から見ると、上記の表現と必ずしも一致しません。たとえば、じん臓機能障害の場合、1級の人はほぼじん臓機能を全廃している最重度ですが、人工透析治療を行うことによって、健常者と変わらない状態で働くことができます。

内部障害者全般の特徴

一般に内部障害とは、事故や内臓疾患等による後遺障害のことで、特徴として外見からは障害と分かりにくいことがあります。そして、内部障害者に共通していることは、疲れやすく、運動能力が低下しているということです。重い荷物を持つこと、走ること、速く歩くこと、坂道や階段を上ることなど、急激な肉体的負担に伴う行為がかなり制限されます。したがって、仕事はデスクワークか軽作業が適しています。また、風邪をひきやすいとか、過労になると体調をくずしやすいといった点がありますが、これは本人や周りの人がよく注意し、睡眠時間や食生活の工夫をするなど、自己管理をきちんとすれば特に問題はありませぬ。

配慮事項 内部障害者については、職務内容、勤務条件が身体的に過重なものにならないよう留意しまししょう。また、必要に応じて、医療機関とも連携しつつ職場における健康管理のための体制の整備を図りましょう。

◎ 知的障害について

知的機能(知能)とは、①ものごとを理解、記憶、推理する能力、②経験を役立てる学習能力、③抽象的に思考する能力などをいいます。

知的障害者は、おおむね18歳までの発達途上において様々な原因により生じた知的機能の発達の遅れや障害のため、日常生活や社会生活の適応に支障が生じ、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人たちです。障害の程度によって異なりますが、さまざまな社会的な援助を必要としています。なお、認知症は、知的機能の発達途上で起こる障害ではないので、知的障害ではありません。

知的障害の原因は、数百種類にも上るといわれていますが、まだはっきりしないものがたくさんあります。難産のために脳が圧迫されたとか、出産後、頭を打ったり高熱を出すなどで脳に障害を受けたことなどが原因の場合もあります。

ここでいう「知的障害者」とは、子ども家庭相談センター、障害者更生相談所、精神保健指定医または障害者職業センターなどの知的障害者判定機関で、「知的障害者」と判定された人たちをいいます。

判定の基準は、基本的には①知的機能の障害があること(知能指数がおおむね70以下)、②その障害が発達期(通常18歳まで)に生じたものであること、③知的機能の障害のために社会適応面に支障が生じていること、となっています。

本人が知的障害者であるかどうかの確認は、原則として知事が発行する療育手帳、または知的障害者判定機関の判定書で行います。

知的障害者には、思いやりがあり、向上心の強い人が少なくありません。このような特性は、安定した人間関係の下で、本人の能力が的確に認められる環境のなかで育まれます。

本人に理解を示すあたたかい職場環境が、働くうえでの大切な要素です。情緒的に安定しているか、職場で良好な対人関係が保たれているか、本人の能力に適した仕事となっているか、また続けることで本人の意欲と能力が向上しているかなどについて、周りの人たちが適切な配慮をして、本人の特性に応じた指導期間を十分に設けることで、多くの知的障害者が職場に適應できます。



作業工程の単純化などの職域開発を心がけるとともに、施設・設備の表示を単純または簡単なものに改善し、作業設備の操作方法を容易にしましょう。必要事項の伝達においてはわかりやすい言葉遣い、表現を用い、日常的な会話から心身の状態を把握するとともに、雇用の継続のためには、家族などの生活支援に関わる人の協力が重要であることから、連絡体制を確立しましょう。

◎ 精神障害について

精神障害者の雇用を考えるにあたって、まず、精神疾患の種類について整理してみましょう。主な精神疾患には統合失調症、そううつ病、神経症、老年期精神病、中毒性精神病などがあります。

統合失調症とは ～その症状と特性～

統合失調症は精神の病の中でも、社会復帰への援助に最も力を入れなければならないものの一つです。それは患者数が多いためでもあります。後で触れるように様々な症状を示す急性期から回復しても、各種の障害が後遺症として残って社会での自立した生活を困難にすることが多いからです。

この病気にかかると、精神活動のさまざまな側面に大きな変化が現れます。例えば、感情や意思の面では、表情や身のこなしが硬い、感情を示さない、自分の殻に閉じこもる、などの症状がみられ、思考面では、まとまりのない思考や強迫観念、妄想などの独特な症状が現れます。また、幻覚や幻聴のような知覚面での症状や自分が自分でないように感じたり、人に操られていると感じるといった自我意識面での特異な症状もみられます。

この病気の原因は、まだ十分に解明されてはいません。現時点でいえるのは、ストレスに対する脆弱性(ぜいじゃくせい)に、何らかの原因が加わると発病することがあるということです。発病するのは青年期に多く、先進工業国では大体100人に一人の割合で発病するといわれています。

かつては、「不治の病」のように思われた時代もありましたが、薬物療法を中心とした精神医療やリハビリテーションの進歩によって病気から回復し、社会で生活する人も大変多くなっています。

しかし、一旦回復しても、人によっては後遺症が残ることが知られています。この後遺症としての障害は先に述べた症状とは必ずしも同じではありません。また、それらの中には再発予防のために服用している薬の副作用や入院体験による社会性の減退によると考えられるものもあります。

統合失調症の人によく見られる特徴として、これらの人を指導したり雇用した方々の多くが指摘している点に次のようなものがあります。

- ・細かな指先の動作が苦手
- ・動作が緩慢
- ・周囲への関心の乏しさ
- ・複雑な作業が苦手
- ・臨機応変な判断が苦手
- ・問題をうまく切り抜けることが苦手
- ・自信が乏しい
- ・新しいことに対しては不安が強い

しかしながら、精神障害者の雇用にかかわった多くの経験者は、これらの障害も仕事の中身や指導の仕方を工夫することにより、かなり克服できることを教えてくれます。

そううつ病とは ～その症状と特性～

そううつ病とは「そう」状態や「うつ」状態のような感情面での症状が主体の病気です。周期的に起こること、その時期を脱すれば社会生活や職業生活で問題になる障害が残らない場合が多いことも特徴です。

「そう」状態になると、自信に満ち溢れ、意気軒昂となりますが、抑制力・判断力が低下し、思考が飛躍しがちになります。その結果、能力過信や無茶な計画の実行によって、実生活上で、色々な問題を生じることがあります。また、「うつ」状態になると、憂うつな気分になり、不安や罪悪感におそわれたり、考えが浮かばなかったり、被害妄想を抱くなどの症状がみられることがあります。その結果、無気力になったり、人を避けるなどの社会的な問題も起こってきます。

そううつ病には、「そう」と「うつ」を交互に繰り返すものと、「そう」あるいは「うつ」だけが繰り返して起こるものがあり、繰り返す周期も数ヶ月から十数年におよぶものがあります。

原因は現在のところ、十分明らかではありません。これも統合失調症と同様に、脆弱性に何らかのストレスが加わった場合に起きることがあるとしかいえません。青年期以降に発病するケースが多く、先進工業国に限ってみれば、200人に1人位の割合で発病するといわれています。

精神医療の進歩によって、そううつ病もよく回復できるようになっています。症状が重い時期には、もちろん集中的な精神医療が必要です。しかしながら、そうでない時期には必要に応じて、精神科医師の指導や職場での配慮を受ければ、普通に社会での自立した生活や職場での生活を送ることができます。



まじめで誠実な方が多いのが特徴です。能力が十分に発揮できるように、いつでも相談できる職場環境を確保しましょう。本人の状況に合わせ、根気強く時間をかけて職務内容や配置を決定しましょう。あわせて日常的に心身の状態と、職場での人間関係に配慮するようにするとよいでしょう。また、通院時間、服薬管理などの配慮を行うことが必要な場合もあります。

◎ 高次脳機能障害について

高次脳機能障害とは、交通事故等による頭部外傷や脳血管障害等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる高次の脳機能の障害です。長時間一つのことに集中できない、ものをおいた場所を忘れる、言葉を言い間違えるなどの認知機能の低下が現れることが特徴です。



高次脳機能障害は、外見上は障害があることがわかりにくい特徴がありますので、周囲の方の支えが欠かせません。障害の特徴を正しく理解するとともに、本人に一番あった作業のやり方を職場全体で考えるといいでしょう。新しく作業に取り組み始めたときは、ミスが出やすかったり、作業に時間がかかることがあります。自分にあった作業方法が見付ければ正確性・効率のアップにつながります。

◎ 発達障害について

発達障害とは、「コミュニケーションや対人関係の苦手さ」「多動・衝動性」「読む・書く・計算する等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手」などの特徴が見られる脳機能の障害で、通常低年齢において発現するものとされています。

発達障害のある人たちの多くは、一見してどんな困難を抱えているか分からないため、本人の努力不足であるとか、性格の偏りなどと捉えられてしまうことがあり、対人関係でつまづくことがあります。適切な支援があれば十分に社会参加できる能力もっています。

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群など) ～その症状と特性～

自閉症には、「人との関わりにくさ」、「コミュニケーションのとりにくさ」、「特定のものへのこだわりや想像力のとぼしさ」といった共通の特徴があります。

障害者雇用を支援する多様な機関

- ・ 障害者を雇用したい
- ・ 各種助成制度について教えてほしい

障害者求人を出したい

どのような配慮が必要なのか教えてほしい

→ ハローワーク（公共職業安定所）

主な障害者雇用支援業務

- 専門職員等が、障害のある人に技能、職業適性、知識、希望職種等の状況に応じてケースワーク方式によるきめ細かな職業指導、職業紹介等を実施しています。
- 事業主の皆様には法定の障害者雇用率を達成する義務がありますので、毎年、雇用状況報告を求め、雇用率未達成である事業主に対して指導を行うとともに求人開拓、職業紹介を行っています。
- 障害のある人が能力に合った職業に就くことができるように、具体的な就職活動の方法等の相談や指導を行い、専門的な支援等が必要な場合には、滋賀障害者職業センターの適性検査や職業指導等を受けるようあつせんしています。

事業主の皆様へのサービス

- 求人の申込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障害のある人を紹介するように努めています。
- 支援にあたっては、公共職業訓練のあつせん、**試用雇用（トライアル雇用）**（98ページ）、**職場適応援助者（ジョブコーチ）支援**（94ページ）等の各種支援策も活用しています。
- 障害のある人を雇用しているまたは雇い入れを考えている事業主の皆様には、雇用管理上の配慮等についての助言を行い、必要に応じて滋賀障害者職業センター等の専門機関の紹介、**各種助成金**（92ページ～）の案内を行っています。
- 県や滋賀障害者職業センターとの共催により、例年9月と翌年の1～2月に障害者就職面接会を開催していますので、求人の際はお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
大津公共職業安定所	大津市中央四丁目6-52	077-522-3773	大津市
大津公共職業安定所 高島出張所	高島市安曇川町末広四丁目37	0740-32-0047	高島市
長浜公共職業安定所	長浜市南高田町字辻村110	0749-62-2030	長浜市、米原市
彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	0749-22-2500	彦根市、愛知郡、犬上郡
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町11-19	0748-22-1020	近江八幡市、東近江市、蒲生郡
甲賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町三丁目1-16	0748-62-0651	甲賀市、湖南市
草津公共職業安定所	草津市野村五丁目17-1	077-562-3720	草津市、守山市、栗東市、野洲市

- ・ 障害のある人の雇用管理や新規雇い入れについて相談したい
- ・ 本人の職場適応を援助してほしい

配慮や工夫のポイントを教えてほしい

→ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 滋賀障害者職業センター

ジョブコーチによる実地支援を試してみたい

退職者の復帰を支援してほしい

- 障害のある人に対する職業評価、職業リハビリテーション計画の策定、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援、職業準備支援、精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）などを行っています。

具体的には・・・視線が合わない、特定の音や刺激が苦手、急な予定や場面の変更が苦手、同じことを繰り返すなどの症状が見られます。

■ 高機能自閉症

自閉症のうち、IQ（知能指数）がおおむね70以上で知的な遅れが目立たないものを高機能自閉症と言います。

■ アスペルガー症候群

知的に遅れがなく、言葉の遅れも目立たない自閉症のグループをアスペルガー症候群と言います。

- 配慮する事項**
- ・ 短く具体的に指示し、写真や絵、文字などを使って伝える。
 - ・ 予定や予定の変更は事前に伝えておく。
 - ・ 音や視覚的な刺激に配慮した環境を整える。

学習障害（LD） ～その症状と特性～

学習障害（LD）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないものの、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」などの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示し、学業上あるいは社会的な不適応を生じる障害を言います。原因としては、中枢神経系に何らかの機能障害があることが推定されています。

具体的には・・・ひらがなや漢字の読み・書きが苦手、言葉による指示や注意が理解できない、相手に伝わるように話すことができない、その場の状況に臨機応変に対応することができない、枠の中に文字を書くことができないなどの症状が見られます。

- 配慮する事項**
- ・ できること・できないことを見極め、指示の手段を配慮する。
 - ・ 伝えるときは視覚的な情報を付け加える。
 - ・ 自分の話したいことをまとめる時間を作る。

注意欠陥多動性障害（ADHD） ～その症状と特性～

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達にそぐわない「多動性」、「衝動性」、「不注意」を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業において支障をきたすものです。

多くの場合、7歳以前にこれらの症状が現れ、その状態が継続します。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があることが原因であると推定されています。

具体的には・・・じっとしているのが苦手、結果を考える前に思ったことを行動に移してしまう、注意が持続せずに落ち着かない、周囲の刺激で気が散ってしまうなどの症状が見られます。

- 配慮する事項**
- ・ 時間の経過やルール、約束などを常に確認できるような場所に示す。
 - ・ 視覚や聴覚的な刺激が少ない場所で集中しやすい環境を整える。
 - ・ それぞれの持続力に合わせて仕事を設定する。

他の障害と同じく、風邪や病気のように薬を飲んで治るようなものではなく、家庭環境や本人の性格に起因するものでもなく、脳機能の発達のアンバランスから特定の困難さが発症します。その特性が仕事に適応できれば、本来持っている多彩な能力が発揮されて群を抜く力を現すケースも少なくないので、周囲が理解することと、支援機関と連携して一人ひとりに合った適切な支援を心掛けましょう。

事業主の皆様へのサービス

- 知的障害や精神障害のある人等の新規雇入れや職場への適応に関して、事業主の皆様には助言または指導を行っています。
- 事業主の皆様が障害のある人の雇用管理に具体的な課題をお持ちで、その解決に継続的な支援を必要とされている場合に、ニーズや雇用管理上の課題を分析して、「事業主支援計画」を策定し、体系的な支援を行っています。
- ジョブコーチを事業所に一定期間派遣し、障害のある人が事業所に定着するよう、人間関係に係る支援や作業遂行力の向上に係る**ジョブコーチ支援**を行っています。(94ページ)
- うつ病などにより休職中の人の**職場復帰支援(リワーク支援)**を行っています。(96ページ)
- 障害のある人の雇用管理について、特に専門的な支援を必要とする事業主の皆様に対しては、地域の専門家の協力を得て、**雇用管理サポート事業**を行っています。(97ページ)

名称	所在地	電話番号	所管区域
滋賀障害者職業センター	草津市野村二丁目20-5	077-564-1641	県内全域

- 個々の事業所にあった職場実習を
- どのような訓練なのか知りたい

訓練生の職場実習に協力してもよい

→ 滋賀県立高等技術専門校 (公共職業能力開発施設) (テクノカレッジ)

(草津校舎)

- 知的障害のある方を対象に企業就労に向けた施設内訓練を行っています。
- ・ 訓練科：総合実務科 (販売実務コース・OA事務コース)
- ・ 訓練内容
 - <販売実務コース>
 - 商品仕分け・商品補充・商品販売・在庫管理・開梱・梱包・搬入・搬出・ラッピング
 - ・POSデータ入力 等
 - <OA事務コース>
 - 文書仕分け・ファイリング・コピー・資料製本・文書浄書・データ入力 等

(米原校舎)

- 障害のある方が就職に必要な知識・技能を習得できるよう、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、障害のある方の雇用の促進を図ります。
- ・ 訓練科
 - <総合技能科(知識・技能習得訓練コース)>
 - 主に民間教育訓練機関等に委託して、Off-JT形式により実施
 - <総合実践科(実践能力習得訓練コース)および基礎実践科(特別支援学校早期訓練コース)>
 - 主に企業等に委託して、OJT形式により実施

名称	所在地	電話番号	所管区域
滋賀県立高等技術専門校草津校舎(テクノカレッジ草津)	草津市青地町1093	077-564-3296	県内全域
滋賀県立高等技術専門校米原校舎(テクノカレッジ米原)	米原市岩脇 411-1	0749-52-5300	県内全域

- 発達障害のある人の雇用管理の配慮について知りたい

発達障害のある人を雇用するための配慮を聞きたい

職場への適応や定着を支援してほしい

→ 滋賀県発達障害者支援センター いぶき

- 本人・家族・事業所・支援関係機関と連携をとりながら、発達障害のある人が安心して地域で働き、暮らしていくための支援を行います。

事業主の皆様へのサービス

- 就労に向けての相談や、就労継続への支援と事業所へのコンサルテーションを行っています。

名称	所在地	電話番号	所管区域
滋賀県発達障害者支援センター いぶき	米原市下多良2-47 平和堂米原店3F	0749-52-3974	県内全域

- 特別支援学校の卒業生を雇用したい
- 生徒の就業体験に協力してもよい

生徒を雇用するので支援してほしい

→ 特別支援学校

- 特別支援学校では、障害のある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を実施するため、様々な教育活動を進めています。
- 本人や保護者の希望される進路の実現に向けて一人ひとりの課題に合わせた指導を行っており、就職を希望する生徒には、職業相談や職業評価、現場実習(就業体験)等を段階的に実施して就職に結びつけています。
- 障害のある生徒が企業等へ就職することは職業的な自立のために大切であることから、個別の移行支援計画を策定し、労働関係機関等との連携を密にした就労支援も進めています。

名称	障害種別	所在地	電話番号
滋賀県立盲学校	視覚	彦根市西今町800	0749-22-2321
滋賀県立聾話学校	聴覚	栗東市川辺664	077-552-1380
滋賀県立北大津養護学校	知的・肢体不自由	大津市伊香立向在地町25	077-598-3174
滋賀県立鳥居本養護学校	病弱	彦根市鳥居本町1431-2	0749-24-1768
滋賀県立長浜養護学校	知的・肢体不自由	長浜市今町920	0749-63-9721
滋賀県立長浜高等養護学校	知的	長浜市平方町270	0749-62-0920
滋賀県立草津養護学校	知的・肢体不自由	草津市笠山八丁目3-111	077-566-0012
滋賀県立守山養護学校	病弱	守山市守山五丁目6-20	077-583-5857
滋賀県立守山養護学校大津分教室		大津市長等一丁目1-35	077-525-1276
滋賀県立甲南高等養護学校	知的	甲賀市甲南町寺庄427	0748-86-8401
滋賀県立野洲養護学校	知的・肢体不自由	野洲市小南588	077-586-6850
滋賀県立野洲養護学校北桜校舎		野洲市北桜978-2	077-588-2523
滋賀県立三雲養護学校	知的・肢体不自由	湖南市柑子袋1546	0748-72-4011
滋賀県立三雲養護学校紫香楽校舎		甲賀市信楽町牧1019-2	0748-83-1135
滋賀県立新旭養護学校	知的・肢体不自由	高島市新旭町太田988-6	0740-25-6810
滋賀県立八日市養護学校	知的・肢体不自由	東近江市上平木町290	0748-23-1774
滋賀県立甲良養護学校	知的・肢体不自由	犬上郡甲良町金屋1798	0749-38-4880
滋賀大学教育学部附属特別支援学校	知的	大津市際川三丁目9-1	077-522-6569

- 入所児童の就業体験や雇用を考えているので支援してほしい

→ 知的障害児施設 (近江学園、信楽学園)

- 近江学園・信楽学園は、知的障害のある児童が入所し、規則正しい生活や余暇活動等を通じて、生活力や社会性を育む児童福祉施設です。
- 一人ひとりが家庭や地域社会で自立して生きていく上での必要な能力を身につけることができるように努めています。

- プログラムに基づいた職業訓練と生活訓練を行い、入所児童の社会的適応力を養いながら、就職相談や職場実習等の一般就労支援も行っています。

名称	所在地	電話番号
県立近江学園	湖南市東寺四丁目1-1	0748-77-2811
県立信楽学園	甲賀市信楽町神山470	0748-82-0051

- 障害者雇用に関する様々な相談にのってほしい
- 各種支援制度の紹介やあっせんをしてほしい

障害者雇用について
気軽に相談したい

職場への適応や定着
を支援してほしい

→ 障害者働き・暮らし応援センター (障害者就業・生活支援センター)

- 職業生活における自立をはかるために、就業およびこれに伴う日常生活、または、社会生活上の支援を必要とする障害のある人の職業の安定を図ることを目的として次の業務を行っています。

就業支援担当者（雇用支援ワーカー）や生活支援担当者（生活支援ワーカー）、就労サポーター、職場開拓員を配置し、障害のある人からの相談に応じて必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所などの就労支援関係機関との連絡調整や、事業主の皆様への雇用管理に関する助言や関係機関の情報の提供などを行っています。

事業主の皆様へのサービス

- 就労サポーターが事業所を訪問して、直接的に働く障害のある人の職場定着を支援し、職場開拓員が障害者雇用に関心を示される企業に雇用支援情報を提供しています。
- 障害のある人には就業体験を通じて就労意欲の向上へつなげていただき、受入事業所の皆様には障害のある人とともに働く体験から障害者雇用に対する理解を深めていただくことを目的に**トライワーク（就業体験・雇用体験）**事業を実施しています。（98ページ）
- 次のようなことでお困りのときは、ご遠慮なくご相談ください。

- 障害のある人を雇用しなければならないとは思っているが、不安がある。
- 障害についてよくわからない。
- 現在障害のある人を雇用しているが悩んでいる。
- 雇用している障害のある従業員の生活が気になっているが、会社では対応できない。
- 雇用することはできないが、実習の受け入れや障害のある人が働く施設に仕事を依頼することができる。
- 障害者雇用について、社内で研修会を実施したいので話をしてほしい。

名称	所在地	電話番号	主たる所管区域
おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch(はっち)” (おおつ障害者就業・生活支援センター)	大津市京町三丁目5-12 森田ビル5F	077-522-5142	大津福祉圏域
湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく” (湖南地域障害者就業・生活支援センター)	守山市梅田町2-1 セルバ217号室	077-583-5979	湖南福祉圏域
甲賀地域働き・暮らし応援センター (障害者雇用・生活支援センター甲賀)	甲賀市水口町暁3-44	0748-63-5830	甲賀福祉圏域
東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-(テキト-)” (東近江圏域障害者就業・生活支援センター)	近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5F	0748-36-7999	東近江福祉圏域
働き・暮らしコト-支援センター (障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコト-支援センター)	彦根市西今町87-16 NaSu8-103	0749-21-2245	湖東福祉圏域
湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター“ほっとステーション” (湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター)	長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1F	0749-64-5130	湖北福祉圏域
湖西地域働き・暮らし応援センター (湖西地域障害者就業・生活支援センター)	高島市今津町桜町二丁目3-11 湖西障害者生活支援センターほろん内	0740-22-3876	湖西福祉圏域

- 就職に向けた準備を行う機関を知りたい
- 訓練用に作業を提供したい

訓練生の職場実習に
協力してもよい

→ 就労移行支援事業所・就労継続支援事業所（A型・B型）

■ 就労移行支援事業所

一般就労を希望する障害者を対象に、就労に向けた知識・技能の向上、作業訓練、職場実習の実施、および個々の特性にあった職場開拓等の就労支援を行います。標準的な支援期間は24ヶ月です。

■ 就労継続支援事業所（A型）

一般企業での雇用が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を行います。

■ 就労継続支援事業所（B型）

一般企業等での雇用が困難な方、一定年齢に達している方等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

- ※ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスですので、利用にあたっては、お住まいの市町の障害福祉主管課にご相談ください。
- ※ 事業所によって、支援内容が異なる場合がありますので、詳細につきましては、各障害福祉サービス事業所にお問い合わせください。

就労移行支援事業所・就労継続支援事業所 一覧

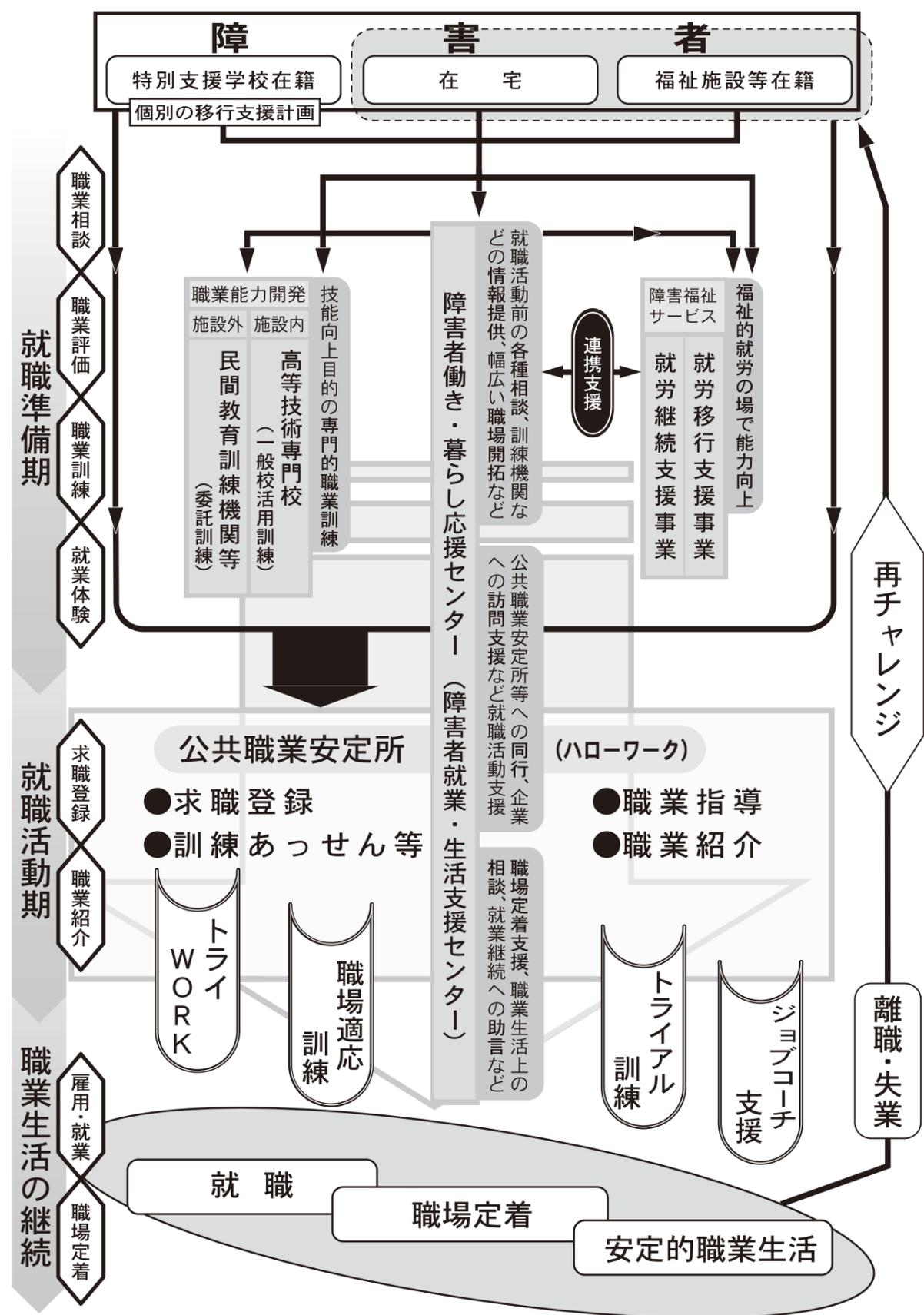
平成23年2月1日現在

事業所名	所在地	電話番号	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
愛育苑	大津市馬場二丁目4-8	077-521-0155			○
あんふあんカフェ	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津3F	077-527-8753		○	
「伊香立の杜」木輝	大津市伊香立向在地町78-2	077-598-8001	○		
いしづみ	大津市錦織二丁目9番28号	077-510-5712	○		○
いしづみ(いしづみの家)	大津市日吉台一丁目14-6	077-577-2360			○
ウッディ伊香立	大津市伊香立向在地町187-1	077-598-2067			○
障害者福祉サービス事業所おおぎの里	大津市仰木の里東四丁目1番2号	077-572-3366			○
おおつ北部活動センター	大津市和邇高城270-28	077-594-1919			○
がんばカンパニー	大津市大將軍二丁目31-5	077-543-2766		○	
多機能型事業所さくら	大津市一里山五丁目20番32号	077-544-5400	○	○	○
働き教育センター	大津市南船路40番地1	077-592-1717	○		○
蓬菜の家共同作業所	大津市南船路271-1	077-592-0185			○
ほわいとクラブ	大津市大江五丁目3番20号	077-547-6391	○		○
まちかどプロジェクト	大津市大萱五丁目6-8	077-543-2844			○
茗荷塾ワークショップさかもと	大津市坂本三丁目11-31	077-578-0147			○
ユニバース大津京	大津市柳が崎9番地17号	077-510-0113	○		○
夢創舎	大津市大將軍三丁目8番8号	077-544-6692			○
夢の木	大津市北比良1043-146	077-596-2782			○
若鮎の家	大津市坂本六丁目1-11	077-577-2455			○
あけぼの共同作業所	彦根市古沢町733-13	0749-24-0453			○
特定非営利活動法人あじさいの家共同作業所	彦根市平田町630番地3	0749-24-4518			○
工房ふれっしゅ	彦根市賀田山町760-2	0749-28-2868			○
たんぼぼ作業所	彦根市賀田山町522-1	0749-25-2446			○
つばきはらファクトリー	彦根市海瀬町183番地1	0749-43-7222	○		○
HEARTWORK結	彦根市開出今町1492	0749-24-7594	○		○
HEARTWORK結(和みや)	彦根市銀座町4-22	0749-27-4356			○
HEARTWORK結(布庵)	彦根市本町一丁目7-4	0749-26-3214			○

事業所名	所在地	電話番号	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
夢工房if	彦根市西今町1327	0749-23-8896	○		○
愛光園	長浜市西上坂町553	0749-64-1285			○
特定非営利活動法人ウェル・エナジー	長浜市八幡中山町406番地	0749-65-2667	○	○	
かぼちゃランド障害者就労センター	長浜市森町372-3	0749-63-3651		○	
こほく自立応援センター	長浜市堀部町590	0749-65-0867			○
社会福祉法人湖北会やまぶき	長浜市木之本町大音1171番地	0749-82-4550			○
社会福祉法人湖北会ワークスさぼてん	長浜市富田町431-8番地	0749-72-8787			○
長浜みなみ共同作業所	長浜市永久寺町888番地1	0749-65-0127			○
特定非営利活動法人小堀みつば作業所	長浜市野村町199	0749-74-1458			○
ひかり園	長浜市鳥羽上町68-1	0749-63-5606			○
ぼてとファーム障害者就労センター	長浜市神照町277番地2	0749-68-0171		○	
みどりのフライパン障害者就労センター	長浜市森町395	0749-63-1346		○	
友愛ハウス	長浜市室町396-2	0749-65-7830			○
ワークセンター絆	長浜市室町396-2	0749-65-3304	○		○
おうみや	近江八幡市新左衛門町11	0748-36-5181			○
きぬがさ作業所	近江八幡市安土町下豊浦9019	0748-46-2646	○		
島のぞみの家作業所	近江八幡市島町1286	0748-32-1810			○
障害者支援事業所いきいき	近江八幡市加茂町3619	0748-36-7422	○		
はーとふるカンパニー	近江八幡市島町1157	0748-34-6586			○
ふれあい工房	近江八幡市東町409	0748-37-5657			○
アイ・コラボレーション	草津市草津三丁目14-40	077-569-4777			○
こなんSSN	草津市新堂町30-1	077-568-2411			○
シエスタ	草津市川原町231-1	077-561-8856			○
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	草津市大路二丁目11-15	077-563-4005	○		
障害福祉サービス事業所むつみ園	草津市山寺町666番地の1	077-565-1456			○
障害福祉サービス事業所第二むつみ園	草津市山寺町666番地の1	077-565-1456	○		
にぎやか工房	草津市野村四丁目22番3号	077-565-2500			○
にぎやか塾	草津市山寺町1215番地の3	077-567-2920			○
ほわいとクラブ(グリーンクラブ)	草津市上笠二丁目27-1	077-566-7975			○
みどりの風	草津市下物町1436	077-527-9788			○
滋賀県立むれやま荘	草津市笠山八丁目5-130	077-565-0294	○		
メイプル滋賀工場	草津市笠山八丁目5番149号	077-561-6910		○	
ワークステーションわかたけ	草津市川原町字宮ノ前297-3	077-569-5697	○		○
ワークパートナーきらら穴村	草津市穴村町258番地	077-568-2807			○
ワークパートナーきらら北山田	草津市北山田町304番地	077-565-8480	○		○
若竹作業所	草津市山寺町657-1	077-565-0178			○
コミュニティひろばもみの木	守山市今市町73-3	077-581-8881			○
就労支援センタースペースウィンI	守山市守山三丁目11-38	077-581-8436			○
就労支援センタースペースウィンII	守山市守山一丁目6-13-105	077-581-8436			○
びわこみみの里	守山市水保町165-1	077-514-9078	○		○
ポプリン	守山市金森町140-144	077-582-5977			○
守山はぐくみ共同作業所	守山市播磨田町1003番地の2	077-583-9647			○
もりやま作業所	守山市十二里町560番地	077-585-0526	○		○
ワークショップぶくぶく	守山市立田町1530	077-585-7620			○
特定非営利活動法人くりの木会くりのみ作業所	栗東市高野190-4	077-552-0103			○
自立就労センターパレット・ミル	栗東市観音寺139	077-558-4500			○
多機能型事業所パワフル	栗東市観音寺141	077-558-4500	○	○	
アイ・コラボレーションしがらき	甲賀市信楽町長野1228	0748-82-8185			○
甲賀福祉作業所	甲賀市甲賀町相模173番地の4	0748-88-3823	○		○

事業所名	所在地	電話番号	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
甲賀福祉作業所(つちやま福祉作業所)	甲賀市土山町前野138-102	0748-67-1281			○
信楽くるみ作業所	甲賀市信楽町長野92番地	0748-82-2296	○		○
ワークセンター紫香楽	甲賀市信楽町神山494-1	0748-82-2198	○		○
共同作業所陽だまり	野洲市小篠原1818-5	077-586-7338			○
出合いの家	野洲市富波乙187番地	077-586-2487	○		○
ふれあいワークス	野洲市吉地1130-1	077-589-8101			○
いしべ共働作業所	湖南市東寺一丁目2番6号	0748-77-0082	○		○
さつき作業所	湖南市大池町10番1	0748-75-4080	○		○
しあわせ作業所	湖南市梅影町3-1	0748-75-3254	○		○
パンパン	湖南市西峰町1-1	0748-75-7110	○	○	
もみじ寮	湖南市石部が丘二丁目1番1号	0748-77-2532			○
ワークステーション虹	湖南市大池町10-1	0748-75-1220	○		○
アイ・コラボレーション(アイ・コラボレーション高島)	高島市今津町中沼二丁目1-5	0740-22-6777			○
湖西夢工房	高島市今津町桜町二丁目3-11	0740-22-4089			○
障害福祉施設大地	高島市安曇川町下小川2441番地の25	0740-32-3860			○
社会福祉法人たかしま会藤の樹工房	高島市埴町西浜1415番地	0740-28-1822			○
ドリーム・あんです	高島市今津町南新保593番地	0740-22-8100			○
ドリーム・だんだん	高島市今津町南新保593番地	0740-22-8100	○		
マキノばら園作業所	高島市埴町沢1158	0740-20-1144			○
特定非営利活動法人あいとう和楽	東近江市妹町29	0749-46-1219			○
いこい作業所	東近江市市子殿町367番1	0748-55-2411			○
クリエートプラザ東近江びわ湖ワークス	東近江市鉢光寺町250番地	0748-42-3715	○	○	○
クリエートプラザ東近江能登川作業所	東近江市山路町614番地	0748-42-5880			○
虹彩工房	東近江市八日市本町13-6	0748-25-7100	○		
たけのこ福祉作業所	東近江市和南町944番地	0748-27-2075			○
凧日和	東近江市建部日吉町341番地	0748-20-2331			○
どんぐり作業所	東近江市北花沢町1248番地	0749-45-8300	○		○
八身共同印刷	東近江市林田町1895	0748-22-5173	○		
八身ワークキャンパス	東近江市林田町1895	0748-22-5173			○
八身ワークショップ	東近江市林田町1895	0748-22-5173			○
みょうが(みょうが太楽)	東近江市百済寺本町1543	0749-46-8446			○
就労継続支援A型湯屋の里	東近江市湯屋町979	0749-20-1045		○	
RASHIKU	東近江市八日市金屋三丁目1-7	0748-36-3663	○		
特定非営利活動法人ウェル・エナジー(米原WSメンテナンス事業部)	米原市杉沢817番地	080-4082-0549		○	
社会福祉法人湖北会いぶきやま	米原市春照1969-1番地	0749-58-1533			○
社会福祉法人湖北会ライフまいばら	米原市大鹿514番地	0749-55-2551			○
社会福祉法人湖北会ワークスさかた	米原市三吉583	0749-54-0905			○
わたむきの里作業所	蒲生郡日野町上野田805	0748-53-1061	○		○
やまびこ第2作業所	蒲生郡竜王町鶴川476番地2	0748-58-2583	○		○
コスモス共同作業所	愛知県愛荘町常安寺433-1	0749-37-4033			○
ふれあい共同作業所	愛知県愛荘町愛知川1749-1	0749-42-2264			○
第2あすなろ園	犬上郡豊郷町安食南597	0749-35-2323	○		○
第3あすなろ園	犬上郡豊郷町沢506番地の1	0749-35-4677			○
せせらぎ	犬上郡甲良町横関158	0749-38-3975			○
アイ・コラボレーションしがらき(アイ・コラボレーション多賀)	犬上郡多賀町多賀1634-1	0749-48-7335			○
杉の子第2作業所	犬上郡多賀町久徳160-1	0749-48-1718	○		○

滋賀における標準的な障害者就労支援フロー図



・障害のある人が働く施設との取り引きや障害者雇用につながる事業を展開したい

障害者雇用につながる新たな事業を展開したい

企業等も参画するネットワークを知りたい

→ **社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター**

<http://www.selp-shiga.net/>

- 企業等で働くことが困難な障害のある人を受け入れ、就労の場を提供している施設が取り組む事業を振興しています。
- 企業と障害のある人が働く施設との取り引きを振興するほか、環境、少子高齢、IT化、安全な食と農など企業と共同して新規事業に取り組み、障害のある人の新たな雇用の場を創出しています。
- 障害のある人の就労を推進するための企業や関係機関とのネットワークを広げています。

名称	所在地	電話番号	所管区域
(社) 滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路二丁目11-15	077-566-8266	県内全域

・難病に関する情報を知りたい

→ 滋賀県難病相談・支援センター

- 難病の人やご家族の各種相談・支援、地域交流活動の促進、講演・研修会の開催および就労支援などを行っています。療養上、日常生活上の悩みや不安などの解消を目的に活動しています。

名称	所在地	電話番号	所管区域
滋賀県難病相談・支援センター	大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館別館2F	077-526-0171	県内全域

・納付金制度や各種助成制度について知りたい

・雇用事例等の情報がほしい

利用できる助成制度がよくわからない

納付金制度の手続きを知りたい

→ 滋賀高齢・障害者雇用支援センター

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 滋賀障害者職業センター雇用支援課の通称です。)

事業主の皆様へのサービス

- 障害者雇用納付金等の申告・申請の受付を行っています。
- 各種助成金の申請受付を行っています。
- 障害者雇用に関する講習・啓発活動等を行っています。
 - ・障害者職業生活相談員資格認定講習の開催
 - ・障害者雇用の促進に役立つ実践的なマニュアルや好事例等の提供
 - ・障害者雇用優良事業所等の表彰
 - ・障害者雇用事業所等視察・交流会の実施
 - ・地方アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催

名称	所在地	電話番号	所管区域
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3F	077-526-8841	県内全域

障害者雇用を支援する多様なサービス

障害のある人の雇用を考えている、または既に雇用している事業主の皆様へ

- ・納付金制度って何ですか？
- ・納付金を財源とした助成制度があるって聞いたけど……

→ 障害者雇用納付金制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では障害者雇用率制度が設けられており、事業主は、常時雇用している労働者数の1.8%以上の障害者を雇用しなければなりません。

障害のある人の雇用にあたっては、個々の能力を十分に発揮していただくため、作業施設や設備の改善、特別の雇用管理等が必要となる場合があり、雇用義務を守っている企業とそうでない企業との間の経済的負担のアンバランスを調整するために、障害者雇用納付金制度が設けられています。

具体的には、障害者雇用率を達成していない企業から納付金を徴収し、その納付金を財源とした障害者雇用調整金、報奨金、および各種助成金制度が設けられています。

◆障害者雇用納付金の徴収

常時雇用している労働者数が200人を超える障害者雇用率（1.8%）未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければなりません。

※ただし、常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の事業主については、平成22年7月から平成27年6月までの間、1人あたりの納付金が月額50,000円から40,000円に減額されます。

※障害者雇用納付金制度の改正により、平成22年7月1日から、新たに、常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主も納付金制度の適用対象となりました。なお、平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の中小企業事業主にも納付金制度の適用が拡大されます。

◆障害者雇用調整金の支給

障害者雇用納付金の申告の対象事業主であって、障害者雇用率を超えて障害のある人を雇用されている事業主の皆様は、その超えて雇用されている障害のある人1人につき月額27,000円を支給します。

※障害者雇用納付金申告または障害者雇用調整金申請をされた事業主であって、在宅就業障害者または在宅就業支援団体に仕事を発注して、業務の対価を支払った事業主の皆様には、在宅就業障害者特例調整金を支給します。

◆報奨金の支給

常時雇用している労働者数が200人以下の事業主であって、各月の常用労働者の4%相当の年度合計数または72人のいずれか多い数を超えて障害のある人を常用労働者として雇用される事業主の皆様は、その超えて雇用されている障害のある人1人につき21,000円を支給します。

※報奨金申請をされた事業主であって、在宅就業障害者または在宅就業支援団体に仕事を発注して、業務の対価を支払った事業主の皆様には、在宅就業障害者特例報奨金を支給します。

平成23年度の障害者雇用納付金等の申告・申請においては、対象期間により申告・申請が必要な事業主が異なりますので、詳しくは独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページ【<http://www.jeed.or.jp/>】をご覧ください。

納付金制度に基づく主な助成金

◆障害者作業施設設置等助成金

障害のある労働者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう作業施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う事業主の皆様への助成金です。

例えば、こんな活用ができます。

- ・拡大読書器を導入することにより、視覚障害者の資料作成等の作業が容易になりました。
- ・車いすトイレなどバリアフリー工事を行い、身体障害者のための職場環境の改善が図られました。
- ・自動食器洗浄機の導入により、知的障害者に食器洗浄作業を任せられるようになりました。
- ・障害者に配慮された自動バリ取り機を導入することによって、知的障害者に任せられる仕事が増えました。

◆障害者介助等助成金

障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する事業主の皆様への助成金です。

例えば、こんな活用ができます。

- ・視覚障害のある人の業務遂行のために職場介助者を配置しました。
- ・聴覚障害のある人の雇用管理のために手話通訳担当者を委嘱しました。
- ・重度障害のある人などの雇用管理のための業務遂行援助者の配置などの費用の一部を助成します。

◆職場適応援助者助成金

障害のある人に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等および職場適応援助者を配置して援助を実施する事業主の皆様への助成金です。

例えばこんな活用ができます。

- ・職場に業務遂行援助者を配置したことで、知的障害者に対するきめ細かな作業指導が可能となり、障害者雇用の拡大が図られました。

◆重度障害者等通勤対策助成金

障害のある人の通勤を容易にするための措置を行う事業主の皆様への助成金です。

納付金制度による各種サービスの詳細については、下記の滋賀高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

お問い合わせ 滋賀高齢・障害者雇用支援センター（90ページ）TEL 077-526-8841

- ・障害のある人を雇用したときに活用できる助成制度を使いたい

→ 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により身体障害者、知的障害者または精神障害者を継続雇用する労働者として新たに雇入れた事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

【支給額および助成対象期間】 ※対象労働者について最低賃金法の適用除外の許可を受けている場合は異なります。

対象労働者	支給額合計		助成対象期間	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
重度障害者等を除く身体・知的障害者（短時間労働者を除く）	50万円	135万円	1年	1年6か月
重度障害者等	100万円	240万円	1年6か月	2年
短時間労働者	30万円	90万円	1年	1年6か月

助成金の支給要件および制度の詳細は、滋賀労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ 滋賀労働局、最寄りのハローワーク（83ページ）

・ジョブコーチの支援を受けたい

→ ジョブコーチ支援事業

障害のある方の就職や職場適応が図れるように、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向き、障害のある人や事業所の皆様の支援を行います。具体的には、障害のある人が仕事を覚えるための支援や職場内での対人関係に関する支援など、職場適応の向けたきめ細やかな支援を行います。

【対象者】 ①ジョブコーチによる職場での支援が必要な求職中または在職中の障害のある人
②ジョブコーチによる専門的かつ直接的な支援を必要とされる事業主の皆様

【支援内容】 ①対象者支援：基本的労働習慣の習得、人間関係に関する支援、作業遂行力の向上
②事業主支援：作業指導、職務再構成に関する助言、障害特性の理解促進、支援ノウハウの提供
③家族支援：職業生活を支える支援体制、事業所との連絡・連携体制の確立

※支援期間や支援内容は、一人ひとりの目標や課題に応じて個別に設定します。標準的な支援期間は2～4ヶ月程度です（1～7ヶ月の範囲で個別に設定）。

お問い合わせ 滋賀障害者職業センター（83ページ）TEL 077-564-1641

・発達障害のある人を雇用したときの助成制度を知りたい

→ 発達障害者雇用開発助成金

発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害の診断を受けている人）を公共職業安定所の職業紹介により新たに雇い入れた事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

【支給額および助成対象期間】

対象労働者	企業規模	合計支給額	助成対象期間
短時間労働者以外の者	大企業	50万円	1年間
	中小企業	135万円	1年6ヶ月
短時間労働者	大企業	30万円	1年間
	中小企業	90万円	1年6ヶ月

※障害者手帳を所持している方は、特定求職者雇用開発助成金の対象になりますので、本助成金の対象にはなりません。

※事業主の方からは、雇い入れた発達障害者に対する配慮事項等について報告をする必要があります。

※雇入れから約6か月後に公共職業安定所職員等が職場訪問を行います。

※トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、常用雇用に移行した後に、利用いただくことができます。

助成金の支給要件および制度の詳細は、滋賀労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ 滋賀労働局、最寄りのハローワーク（83ページ）

・難病のある人を雇用したときの助成制度を知りたい

→ 難治性疾患患者雇用開発助成金

難治性疾患患者の雇用を促進するため、難治性疾患（厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業のうち臨床調査研究分野の対象疾患および進行性筋萎縮症）のある患者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。

【支給額および助成対象期間】

対象労働者	企業規模	合計支給額	助成対象期間
短時間労働者以外の者	大企業	50万円	1年間
	中小企業	135万円	1年6ヶ月
短時間労働者	大企業	30万円	1年間
	中小企業	90万円	1年6ヶ月

※雇入れから約6か月後に公共職業安定所職員等が職場訪問を行います。

※トライアル雇用を終了し、常用雇用に移行した後に、利用いただくこともできます。

助成金の支給要件および制度の詳細は、滋賀労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ 滋賀労働局、最寄りのハローワーク（83ページ）

・中小企業で初めて障害者を雇用するときの助成制度を知りたい

→ 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる56～300人規模）が初めて身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給するものです。

【支給額】 雇用した1人目障害者（65歳未満）について奨励金100万円を支給します。

ただし、精神障害者である短時間労働者を雇い入れる場合は、2人以上の雇入れをもって1人目と見なします。

※特定求職者雇用開発助成金、試用雇用（トライアル雇用）と奨励金との併給可。

※雇用状況が改善されるまでの時限措置です。

助成金の支給要件および制度の詳細は、滋賀労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ 滋賀労働局、最寄りのハローワーク（83ページ）

・精神障害のある人が働きやすい職場環境を整えたい

→ 精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、精神障害者の雇入れや退職者の職場復帰にあたり、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して以下の奨励金が支給されます。

1 精神障害者支援専門家活用奨励金

精神障害者を雇い入れるとともに、精神保健福祉士等の精神障害者の支援に係る専門家を雇い入れまたは委嘱し、精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせた場合に、当該専門家の賃金または委嘱費用の一部を奨励金（最高180万円）として支給します。

2 社内精神障害者専門家養成奨励金

労働者に精神保健福祉士等の養成課程を履修・修了させ、この者に新たに雇い入れた精神障害者の支援に関する業務を行わせた場合に、履修に要した費用の一部を奨励金（費用の2/3、上限50万円）として支給します。

3 社内理解促進奨励金

精神障害者を雇い入れ、または職場復帰させるとともに、精神障害者とともに働く労働者に精神障害者の支援に関する講習を受講させた場合に、受講に要した費用の一部を奨励金（費用の1/2、1回5万円を上限

年25万円を上限)として支給します。

4 ピアサポート体制奨励金

精神障害者を雇い入れ、または職場復帰させるとともに、社内の精神障害者を他の精神障害者への配慮事項等に関する事業所への助言等、ピアサポートの業務を担当させた場合に奨励金(25万円)を支給します。

助成金の支給要件および制度の詳細は、滋賀労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ 滋賀労働局、最寄りのハローワーク(83ページ)

・研修や講習に聴覚障害のある従業員も参加できるようにしたい

→ コミュニケーション支援

聴覚障害のある従業員への情報保障やコミュニケーション支援を考えている事業主の皆様へ、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

【内容】 手話を主コミュニケーション手段とする聴覚障害者には手話通訳者を、筆談を必要とする難聴者には要約筆記者を有料で派遣します。また、聴覚障害の基礎知識や手話講習会、要約筆記講習会など、聴覚に関する研修会に講師を派遣します。

費用、必要な派遣人数などは講習等の時間や規模によって変わりますので、下記センターへお問い合わせください。

お問い合わせ 滋賀県立聴覚障害者センター TEL 077-561-6111

※派遣依頼による費用は対象になりませんが、事業主の皆様が聴覚障害者の雇用管理のために手話通訳担当者を委嘱する場合の費用については助成制度があります。(92ページの納付金制度に基づく主な助成金参照)

・休職中の従業員が復職を希望しているので支援してほしい

→ 職場復帰支援(リワーク支援)

うつ病などにより休職中の人で主治医が職場復帰活動の開始を了解している人を対象とした職場復帰支援(リワーク支援)を行います。受講には、事前相談と、ご本人、主治医、事業主の3者の合意が必要です。

【対象者】 主としてうつ病等で休職中の人、その方の復帰を希望している事業主の皆様

【受講期間】 概ね12週から16週を目安に個別に設定します。

【支援内容】

- ◆センター内における実施プログラム
 - ①ストレス管理・疲労管理のトレーニング
 - ②コミュニケーションのトレーニング
 - ③グループミーティング
 - ④作業課題等
- ◆事業所に対する支援
 - ①総務・人事担当者への職場復帰計画の助言
 - ②職場復帰時の仕事内容・職場環境の調整等

お問い合わせ 滋賀障害者職業センター(83ページ) TEL 077-564-1641

・雇用管理が難しいので、助言してほしい

→ 雇用管理サポート事業

医療、教育、社会福祉、心理、職業能力開発、工学、雇用管理、法律等に関する地域の専門家(協力専門家)が、障害のある人の雇用管理を容易にするための助言・援助を行うものです。

【対象者】 障害のある人の雇用を予定している、または既に雇用している事業主の皆様

【支援内容】 障害のある人の雇用管理について特に専門的な支援を必要とする場合に、滋賀障害者職業センターの障害者職業カウンセラーが地域の専門家と事業所を訪問し、具体的な解決策のアドバイスなどを行います。

お問い合わせ 滋賀障害者職業センター(83ページ) TEL 077-564-1641

訓練等への協力により障害のある人と働く経験を積んで、雇用を考えたい事業主の皆様へ

・障害者職業訓練を受託して、雇用に向けての経験を積みたい

→ 障害のある方を対象とした公共職業訓練

●滋賀県立高等技術専門学校において、以下のとおり、企業等の事業所等の協力のもと訓練を実施しております。

■障害者の態様に応じた多様な委託訓練

- ・障害のある方が就職に必要な知識・技能を習得できるよう、企業等、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、障害のある方の雇用の促進を図ります。総合実践科(実践能力習得訓練コース)および基礎実践科(特別支援学校早期訓練コース)の2つのコースがあります。
- ・委託料：訓練を受託される事業主の皆様には、訓練生1人につき月額6万3千円を上限として、委託訓練費を支給します。

お問い合わせ 滋賀県立高等技術専門学校米原校舎(テクノカレッジ米原)(84ページ) TEL 0749-52-5300

■総合実務科(販売実務コース・OA事務コース)

- ・知的障害のある方を対象に企業就労に向けた施設内訓練や、事業所現場における職場体験等を実施します。

お問い合わせ 滋賀県立高等技術専門学校草津校舎(テクノカレッジ草津)(84ページ) TEL 077-564-3296

・障害のある生徒の雇用や職場実習等を考えている

→ 特別支援学校の現場実習(就業体験)

県内の特別支援学校では、自立に向かって懸命に学習している生徒の持てる力を伸ばすため、企業、事業所、施設等の協力のもとで現場実習(就業体験)を行っています。

- ①現場実習は、特別支援学校が企業、事業所、施設等の活動の場をお借りして行う教育活動です。
- ②必要経費については、生徒の保護者の負担となります。
- ③時期や期間等については、各学校と実習先の両者の相談によって取り決めることとなります。

お問い合わせ 県内の各特別支援学校(85ページ)

・障害のある人の雇用経験がないので、体験したい

→ トライW O R K 推進事業

事業主の皆様と連携して障害のある人に1週間程度の就労体験機会を提供することで、就労意欲の向上へつなげてもらうとともに、受入事業所には、ともに働く体験から障害者雇用に対する理解を深めていただきます。

【対象者】 障害のある人の就労体験に協力する意思をお持ちの事業主の皆様
障害のある人の雇用経験がないので、経験を積む意欲をお持ちの事業主の皆様

【実施期間】 1週間から10日程度

【謝礼金の支給】 10,000円を限度として、トライW O R K 1日につき日額1,000円を支給します。

お問い合わせ

(社)滋賀県社会就労事業振興センター TEL 077-566-8266 (90ページ)
各障害者働き・暮らし応援センター (86ページ)

障害のある人の職場適応性等を見てから雇用を考えたい事業主の皆様へ

・実際の職場で職業訓練を行いたい

→ 職場適応訓練

実際の職場で作業に従事する6ヶ月以内(中小企業または重度障害者の場合は1年以内)の現地訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせるもので、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待する制度です。

訓練期間中、委託した事業主の皆様には、訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者の場合25,000円)の委託費を支給し、訓練生には訓練手当を支給します。

→ 職場適応訓練(短期)

実際の職場で、2週間以内(重度障害者は、4週間以内)の短期の訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施する職業訓練です。

訓練期間中、委託した事業主の皆様には、訓練生1人につき日額960円(重度障害者の場合1,000円)の委託費を支給し、訓練生には訓練手当を支給します。

お問い合わせ

滋賀労働局、最寄りのハローワーク(83ページ)

・正規雇用前の試用期間中に、本人の適正や能力・技術を見極めたい

→ トライアル雇用(障害者試行雇用)事業

事業主と障害者との間で3ヶ月の有期雇用契約を結び、本人の適正や能力などを確認した後、その後の常用雇用への移行のきっかけとする制度です。事業主には、試行雇用奨励金が支給されます。

【対象者】 次の要件を全て備えた事業主の皆様
①雇用保険の適用事業の事業主であること
②過去6ヶ月の間に労働者の解雇を行っていないこと
③対象労働者を過去3年間に雇用していないこと
④公共職業安定所の紹介で対象労働者を雇い入れること。

【対象労働者】 試行雇用を経ることが適当であると公共職業安定所が認める障害のある人

【実施期間】 3カ月間(ただし、途中で中断して常用雇用に移行できます)

【奨励金の支給】 トライアル雇用終了後、対象労働者1人につき月額40,000円を支給します。

なお、トライアル雇用開始前から、雇用管理に係る支援として滋賀障害者職業センター等が実施する各種職業リハビリテーションサービスを利用することができます。

助成金の支給要件および制度の詳細は、滋賀労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ

滋賀労働局、最寄りのハローワーク(83ページ)

・精神障害のある人のための職場訓練制度を活用したい

→ 精神保健職業リハビリテーション事業(精神障害者社会適応訓練事業)

県が協力事業所(職親)と委託契約を結び、精神障害者を一定期間事業所に通わせ、社会生活への適応のために必要な訓練を行います。対象者の事業利用および協力事業所の申し込み窓口は各保健所となります。

委託期間	原則6ヶ月(通算3年まで更新可能)
委託料	訓練1日あたり2,000円(月20日限度)

制度の詳細は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

お問い合わせ

最寄りの保健所

・精神障害の特性に応じた助成金を活用したい

→ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

精神障害や発達障害のある人の円滑な職場への適応を図るため、短時間労働からスタートして、一定の期間をかけて徐々に就業時間を伸ばしていく「ステップアップ雇用」を実施する制度です。事業主と精神障害および発達障害のある方の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。対象障害者を雇用する事業主の方には、奨励金が支給されます。

【雇用期間、所定労働時間および支給額】

ステップアップ雇用期間	3ヶ月以上12ヶ月以内
ステップアップ雇用時に必要な週所定労働時間	10時間以上
奨励金の額(月額)	2万5千円

助成金の支給要件および制度の詳細は、滋賀労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ

滋賀労働局、最寄りのハローワーク(83ページ)

障害のある従業員がより働きやすくなるための機器を探している事業主の皆様へ

・機器を整備する前に利便性や効果を確認したい

→ 就労支援機器の無料貸出

障害のある人を雇用する事業主の皆様へ、就労を支援する機器を一定期間無料で貸し出し、その普及を促進します。費用は無料ですが、過失によって機器を破損した場合は実費相当額を負担いただくことがあります。

【対象者】 貸出を受けた機器等が雇用する障害のある人に有効な場合には、同種の機器等を整備する意思をもっている事業主で、次のいずれかの要件に該当する事業主の皆様

- ① 障害のある人を雇用している、または新たに雇用する事業主であって、作業を容易にするために必要な機器を整備しようとする事業主
- ② 雇用する障害のある人の処遇改善や雇用継続のために配置転換や職種転換を行う事業主
- ③ 機器等を使用することによって、障害のある人の職域拡大を行おうとする事業主
- ④ トライアル雇用事業（98ページ）を活用する事業主
- ⑤ 職場適応訓練（98ページ）を活用する事業主
- ⑥ 事業所での雇用を目指した各種職場実習制度を活用する事業主
- ⑦ 事業所での雇用を目指してジョブコーチ支援事業（94ページ）を活用する事業主
- ⑧ 求人への応募があった際に、就労支援機器等を活用した選考試験を行う事業主
- ⑨ 天災等により障害者雇用継続に係る緊急対策が講じられた場合に、災害救助法適用地域内に事業所があって、かつ実際に被災した事業主

【貸出機器】 貸出機器の種類等については、ホームページから検索することができます。

【<http://www.kiki.jeed.or.jp/>】

【貸出期間】 原則6カ月以内です。

お問い合わせ 滋賀高齢・障害者雇用支援センター（90ページ） TEL 077-526-8841

障害についてもっとよく知りたい事業主の皆様へ

・障害者雇用に関するビデオやDVDを見たい

→ 障害者の職域拡大に関するビデオ・DVDの無料貸出

障害のある人の雇用管理や生活指導などにご活用いただくため、様々なビデオやDVDを貸し出しています。

お問い合わせ 滋賀高齢・障害者雇用支援センター（90ページ） TEL 077-526-8841

・全国の障害者雇用モデル事例を知りたい

→ 障害者雇用事例リファレンスサービス

障害者雇用についてさまざまな取り組みを行っている全国の事業所取材した「障害者雇用モデル事例」をホームページで紹介しています。他にも事業主のためのQ&A集「はじめからわかる障害者雇用」も掲載されています。

【<http://www.ref.jeed.or.jp/>】

・障害者雇用のノウハウを学習したい

→ 障害者雇用マニュアル等の配布

障害者雇用に関する調査研究報告・障害者雇用マニュアル等を作成し、無料で配布しています。

お問い合わせ 滋賀高齢・障害者雇用支援センター（90ページ） TEL 077-526-8841

介護分野の事業主の皆様へ

・介護事業での知的障害者の雇用を考えている

→ 知的障害者介護技能等習得事業

知的障害のある方が、福祉サービスの「受け手」から「担い手」になっていただくことを目的として毎年実施する研修事業です。

受講者には、居宅介護従業者（障害者ヘルパー）養成研修3級課程を受講いただきます。対象者は知的障害のある方で、定員は毎回10名です。

介護に係る講義研修や実技研修の他、「働くこと」全般についても幅広く勉強し、就業に向けての視野を広げていただくことを目的としています。

お問い合わせ 滋賀県社会就労事業振興センター（90ページ） TEL 077-566-8266

障害者職業生活相談員を選任しなければならない事業主の皆様へ

・講習を受けたいが、いつ、どこで開催されるのか知りたい

→ 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催

障害のある人を5人以上雇用される事業所においては、法律に基づき、障害のある人の職業生活全般に関する相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任しなければなりません。その資格認定講習を開催しています。

お問い合わせ 滋賀高齢・障害者雇用支援センター（90ページ） TEL 077-526-8841